# 平成29年度保険者データヘルス全数調査 回答ご協力のお願い

### <本調査の実施目的と概要>

- ○本調査は、平成27年7月に日本健康会議で採択された「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の達成状況等を把握することを目的としております。(※1)
- ○また、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針)における「経済・財政再生計画」に基づき設定されたKPIの進捗状況の把握も併せて行います。
- ○データヘルス、予防・健康づくりの取組状況について市町村国保、健保組合、協会けん ぽ、国保組合、広域連合、共済組合等の全保険者いっせいに調査を行います。

### <調査結果の公表および活用について>

- ① 各宣言の達成状況については、市町村名、保険者名および企業名等を平成29年8月下旬に開催される日本健康会議 2017において報道発表いたします。
- ② 調査結果をもとに、好取組事例や民間ヘルスケア事業者の活用状況等、保険者の皆様が 行う保健事業の参考となるかたちで紹介いたします。
- ※1)日本健康会議とは、「健康なまち・職場づくり宣言2020」を活動指針とし、国民一人ひとりの健康寿命の延伸と医療費適正化を目的として、行政のみならず民間組織が連携し実効的な活動を行うために組織された活動体のことです。「健康なまち・職場づくり宣言2020」における各宣言の詳細は裏面をご確認ください。

回答票はインターネットよりダウンロードいただけます。同封の別紙案内状をご確認ください。

# 回答期限:平成29年7月14日(金)

【ご回答にあたって】

- ●回答内容使用機関:厚生労働省、経済産業省、日本健康会議、健康経営優良法人認定委員会および支援事務局、 平成29年度保険者データヘルス全数調査実施事務局(平成29年度厚生労働省補助事業採択先である株式会社博報堂に設置)
- ●予定している回答内容の利用方法:
  - ・日本健康会議にて採択した「健康なまち・職場づくり宣言2020」の達成状況の把握
  - ・日本健康会議にて採択した「健康なまち・職場づくり宣言2020」の実施保険者名等の公表
  - ・平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針)における「経済・財政再生計画」に基づき設定された KPIの進捗状況の把握
  - ・医療費適正化に向けた研究・分析、情報提供等
- ●個人情報の取扱範囲:ご記入いただきました個人情報は本調査に関わる以下の内容にのみ利用いたします。 回答内容の確認 / 調査結果等の送付 / 回答内容に基づく事例紹介等の確認依頼 /次回回答票の送付 / 医療費適正化および保健事業等に関する情報提供
- ◆個人情報以外のご回答はすべて公表の可能性があることを前提としてご回答下さい。
- ◆回答後の取り消し、修正等は受け付けておりません。
- ●本調査は平成29年度厚生労働省補助事業によって実施します。調査の実施・分析は(株)博報堂より(株)日経リサーチに委託しています。

### 保険者の皆様へ

#### <調査結果をもとに制作する3つの報告>

1

## 「健康なまち・職場づくり宣言2020」 達成状況報告

下記の宣言の達成状況について市町村名(数)、保険者名(数) 、企業名 (数)等を報道発表いたします。

2

## ヘルスケア事業者活用状況報告(WEB掲載)

各宣言ごとにヘルスケア事業者の活用状況について紹介いたします。

3

## 全国好取組事例報告(WEB掲載)

先行的に実践した好取組事例のノウハウやポイント等を規模別・業態別等 参考となるかたちで紹介いたします。

皆様の回答を参考となるかたちでフィードバックいたします。 何卒回答へのご協力をお願いいたします。

# |||||||||健康なまち·職場づくり宣言2020 ||||||||

宣言 ] 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、 宣言 2 広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、 地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

宣言 🗸 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

宣言 5 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。 こ 6 その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。

宣言 7 予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

各宣言の達成要件については、回答票をご確認下さい。